

障害基礎年金・遺族基礎年金・老齢基礎年金を受給される方 国民年金保険料の免除・猶予申請を行う方 は必ず所得の申告をしましょう！

障害基礎年金や遺族基礎年金、老齢基礎年金を受給される方は、前年の所得額に応じて年金の支給が一部または全額支給停止されることがありますが、所得税の確定申告または住民税の申告が行われていない場合、審査ができないため所得額にかかわらず年金の支給が停止されることがあります。平成19年（1月から12月まで）の所得額が、たとえ「0円」であっても必ず申告を行ってください。

▶ 障害基礎年金受給者（平成19年度の支給額）

1級 990,100円・2級 792,100円が支給されていますが、前年の所得額に応じて基準額を超えると一部または全額支給停止となります。

▶ 遺族基礎年金受給者（平成19年度の支給額）

子が1人の妻の場合は1,020,000円が支給されていますが、前年の所得額に応じて基準額を超えると全額支給停止となります。

子は18歳到達年度の末日（3月31日）まで、障害がある場合は20歳到達までが該当

▶ 老齢福祉年金受給者（平成19年度の支給額）

405,800円が支給されていますが、前年の所得額に応じて基準額を超えると全額支給停止となります。

所得限度額一覧表（一部抜粋）

年金の種類	具体例	全額支給される所得限度額
障害基礎年金の受給権者	扶養親族等が0人の場合	360万4千円以下
遺族基礎年金の受給権者	扶養親族等が0人の場合	301万6千円以下
遺族基礎年金の扶養義務者	扶養親族等が0人の場合	628万7千円以下
老齢福祉年金の受給権者	扶養親族等が0人の場合	159万5千円以下

扶養親族および特別扶養親族の人数によって限度額が異なります。

国民年金保険料の免除および若年者納付猶予・学生納付特例についても、前年所得が審査要件となりますので、平成19年の所得が「0円」であっても必ず申告を行ってください。

1月分から6月分までの保険料については、前々年の所得により審査されます。

審査対象者一覧表（一部抜粋）

免除・猶予の種類	扶養親族等が0人の場合の所得限度額	審査対象者		
		被保険者	配偶者	世帯主
全額免除	57万円以下			
3 / 4 免除	78万円以下			
半額免除	118万円以下			
1 / 4 免除	158万円以下			
学生納付特例制度	118万円以下			
若年者納付猶予制度	57万円以下			



注1：天災、震災、風水害、火災などの災害被害者で財産の概ね1/2以上の損害を受けた場合および失業者については、納付が困難と認められれば前年所得額による審査は省略されます。

注2：平成19年1月2日以降に南富良野町に転入された方・・・申請時に前住所地の所得証明書が必要
平成19年1月2日以降に南富良野町から転出された方・・・申請時に南富良野町の所得証明書が必要

注3：一部免除（3/4・半額・1/4）対象期間のうち、納入しなければならない保険料を期間内（2年以内）に納付しなければ、未納となります。

問い合わせ先

国民年金に関することは・・・保健福祉課（戸籍年金係）☎ 52 2144

所得税の確定申告および町道民税の申告に関することは・・・総務課（税務係）☎ 52 2101